

一般競争入札の実施(公告)

複写機による複写サービス契約について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和8年2月6日

長崎県東京事務所長 永峯 裕一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 契約の名称

複写機による複写サービス契約

(2) 数量

複写機1台(複写機の仕様は入札説明書による。)

複写予定枚数 モノクロ:6,400 枚/月、カラー:4,500 枚/月

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 機器設置の場所

長崎県東京事務所(東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館14階)

(5) 入札の方法

入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、次の区分ごとに消費税抜き価格相当額(入札単価)を記載すること。

ア モノクロ複写サービス料金(1枚につき)

イ カラー複写サービス料金(1枚につき)

また、1か月の複写枚数をモノクロ6,400枚、カラー4,500枚とした場合の36か月分入札総価格(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)を記載すること。

なお、当該消費税相当額は、当該代金請求のときに加算すること(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号。以下「告示」という。)に定める資格を有する者で、営業品目が告示の品目区分表の「機械器具類」又は「リース・レンタル」のうち、品目が「OA機器類及び関連消耗品」又は「OA機器類」のいずれかであること。

(4) この公告の日から8の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から8の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

4 当該業務契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 千102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-3 都道府県会館 14 階
(名称) 長崎県東京事務所総務課
(電話) 03-5212-9025

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

(期間) この公告の日から令和8年2月17日(火)までの間(県の休日を除く。)

(場所) 4の部局等とする。

なお、県のホームページから入手することもできる。

7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札の日時及び場所

令和8年3月3日(火) 10時00分 都道府県会館404会議室(東京都千代田区平河町 2-6-3)

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札総価格に、入札総価格の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(入札総価格に、100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額)の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約総価格(各契約単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)に、契約総価格の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約総価格に、契約総価格の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額)の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

10 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

11 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(7)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

12 落札者の決定方法

- (1) すべての入札金額(単価)が、長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97号の規定に基づいて作成されたそれぞれの予定価格(単価)の範囲内で入札をした者のうち、入札書記載の入札総価格(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量(36か月分)を乗じて得た額の合計額)が最低である者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。